

## 「えひめ教育の日」推進会議規約

### （名称）

第1条 この会は、「えひめ教育の日」推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 推進会議は、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、行動する契機となる日として「えひめ教育の日」を制定し、教育に対する県民の意識・関心を高め、行政や学校だけでなく、家庭や地域などが一体となって、愛媛教育を推進するために必要な事業を行うことを目的とする。

### （事業）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）「えひめ教育の日」の啓発、普及に関すること。
- （2）「えひめ教育の日」の趣旨にふさわしい事業等の実施に関すること。
- （3）「えひめ教育の日」の趣旨にふさわしい協賛事業等の協力・支援に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、推進会議の目的達成のために必要な事業。

### （組織及び会員）

第4条 推進会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。

- （1）正会員 別表1に掲げる教育関係団体
- （2）特別会員 別表2に掲げる行政機関
- （3）賛助会員 推進会議の目的に賛同し、取組みを支援する法人または団体で、幹事会の承認を得た者

### （入会）

第5条 推進会議の目的に賛同し入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

### （役員）

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
  - （2）副会長 若干名
  - （3）監事 2名
- 2 役員は、総会において選出し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

### （役員の仕事）

第7条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、推進会議の会計を監査する。

### （名誉会長）

第8条 推進会議に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、幹事会の推挙により総会で選任する。
- 3 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第9条 推進会議に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、推進会議の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べる  
ことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、正会員及び特別会員(以下「構成員」という。)をもって構成する。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) 規約の改廃に関すること。
  - (6) その他推進会議の目的を達成するために重要な事項。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。  
この場合においては、第2項及び第3項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(幹事会)

第11条 推進会議の主要事業を検討し、円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は会長が招集し議長となる。
- 3 幹事は、別表3に掲げる会員の指名する者とする。
- 4 幹事会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業の企画、立案に関すること。
  - (2) 推進会議の運営に関すること。
  - (3) その他軽易な事項に関すること。

(経費)

第12条 推進会議の経費は、会費、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 正会員は、会長が別に定める年会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第14条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第 15 条 推進会議の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は財団法人愛媛県教育会に置く。
- 3 事務局に事務局長及び職員を置く。

(その他)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成 20 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 推進会議の設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(附則)

- 1 この規約は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

### 別表 1

財団法人愛媛県教育会、愛媛県小中学校長会、愛媛県教育研究協議会、愛媛県小中学校教頭会、愛媛県小中学校事務長会、愛媛県小学校体育連盟、愛媛県中学校体育連盟、愛媛県PTA連合会、愛媛県国公立幼稚園教育研究協議会、愛媛県国公立幼稚園PTA連合会、愛媛県人権教育協議会、愛媛県退職公務員連盟、財団法人愛媛県教職員互助会、愛媛県学校生活協同組合連合会、愛媛県教育公務員弘済会、財団法人愛媛県学校給食会、愛媛県小中学校退職教頭会、日本教育会愛媛県支部、愛媛県学校保健会、愛媛県特別支援学級設置学校長協会、愛媛県海外教育事情研究会、愛媛県公民館連合会、教職員共済生活協同組合愛媛県事務所、愛媛県高等学校長協会、愛媛県高等学校教育研究会、愛媛県高等学校体育連盟、黄鳥倶楽部、愛媛県高等学校教頭会、愛媛県高等学校PTA連合会、愛媛県私立中学高等学校連合会、愛媛県私立中学高等学校保護者会連合会、愛媛県愛護班連絡協議会、愛媛県連合婦人会、日本ボーイスカウト愛媛県連盟、松山海洋少年団、愛媛県高等学校文化連盟、愛媛県私立幼稚園連合会、愛媛県公立高等学校事務長会

### 別表 2

愛媛県教育委員会、松山市教育委員会、今治市教育委員会、宇和島市教育委員会、八幡浜市教育委員会、新居浜市教育委員会、西条市教育委員会、大洲市教育委員会、伊予市教育委員会、四国中央市教育委員会、西予市教育委員会、東温市教育委員会、上島町教育委員会、久万高原町教育委員会、松前町教育委員会、砥部町教育委員会、内子町教育委員会、伊方町教育委員会、松野町教育委員会、鬼北町教育委員会、愛南町教育委員会

### 別表 3

財団法人愛媛県教育会、愛媛県公民館連合会、愛媛県高等学校PTA連合会、愛媛県PTA連合会、愛媛県高等学校教育研究会、愛媛県教育研究協議会、愛媛県教育委員会、松山市教育委員会（愛媛県市町教育委員会連合会事務局）